

議第110号

一般国道13号泉田道路工事用地の処分について

県は、次により財産を処分することができる。

- 1 処分しようとする財産  
新庄市大字昭和字昭和951番2 外11筆  
29,319.77平方メートル
- 2 処分予定価格 106,200,000円
- 3 処分しようとする土地の買受人  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
支出負担行為担当官  
東北地方整備局長 津 田 修 一

提 案 理 由

一般国道13号泉田道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。